

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

広島県を甲とし、一般社団法人広島県歯科医師会を乙として、甲乙両当事者は、災害時の歯科医療救護活動（歯科公衆衛生活動を含む。以下同じ。）について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、広島県地域防災計画、広島県地域災害応急対策計画及び広島県石油コンビナート等防災計画（以下「広島県地域防災計画」という。）に基づき、甲が災害時に行う歯科医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定める。

2 前項に想定する災害には、集団的に傷病者が発生する大規模な事故（航空機事故又は列車事故等）を含むものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第2条 甲は、広島県地域防災計画に基づき、歯科医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して、歯科医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに歯科医療救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に歯科医療救護班を編成し、派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、甲が承認した乙の歯科医療救護班は、甲の要請に基づく歯科医療救護班とみなすものとする。

（歯科医療救護計画）

第3条 乙は、前条の規定による歯科医療救護活動を実施するため、歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の歯科医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

（1）歯科医療救護班の編成

（2）歯科医療救護班の活動計画

（3）郡市地区歯科医師会と歯科衛生士会、歯科技工士会等の関係機関との通信連絡計画

（4）指揮命令系統

（5）医薬品及び医療資器材等の備蓄

（6）訓練計画

(7) その他必要な事項

(歯科医療救護班の業務)

第4条 乙が派遣する歯科医療救護班は、甲又は市町が避難所又は災害現場等に設置する救護所において、歯科医療救護活動を実施することを原則とする。

2 甲は、必要があると認めた場合は、前項に規定する救護所のほか、被災地周辺の歯科医療救護活動が可能な歯科医療機関に救護所を設置することができる。

3 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者に対する歯科的応急処置及び医療
- (2) 口腔衛生対策、災害関連疾病予防対策
- (3) 遺体の身元確認作業の協力

(歯科医療救護班に対する指揮命令等)

第5条 乙が派遣する歯科医療救護班に対する指揮命令及び歯科医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。この場合、甲が指定する者は、乙が派遣する歯科医療救護班の意見を尊重するものとする。

(歯科医療救護班の輸送)

第6条 甲は、歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、甲が供給について必要な措置をとるものとする。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 患者が収容された歯科医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(訓練)

第9条 乙は、甲が実施する訓練に協力するものとする。

(実費弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に必要な次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医療救護班の編成及び派遣に必要な経費
- (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の医薬品等の実費

- (3) 歯科医療救護班員が歯科医療救護活動において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金
- (4) 救護所が設置された歯科医療機関において、歯科医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷についての実費
- (5) 前各号に該当しない費用であって、この協定を実施するために必要とした実費

(市町及び郡市地区歯科医師会との調整)

第 11 条 甲は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び市町地域防災計画等に基づき市町が実施する歯科医療救護活動が、この協定に準じて郡市地区歯科医師会の協力を得て円滑に実施されるよう、市町に対して必要な調整を行うものとする。

2 乙は、前項の規定による市町の歯科医療救護活動が円滑に実施されるよう、郡市地区歯科医師会に対し、必要な調整を行うものとする。

(細目)

第 12 条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項については、別に甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 13 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示のないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して 1 年間この協定は延長され、その後もまた同様とする。

(疑義の解決)

第 14 条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年9月4日

甲 広島県
広島県知事

湯崎英彦

乙 一般社団法人広島県歯科医師会
会長

山崎健次